

# 草加八潮消防局

## 違反対象物の公表制度の対象となる建物一覧

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1 に掲げる用途のうち、次に該当する建物が公表の対象となります。

1 項	イ	劇場・映画館等
	ロ	公会堂・集会場
2 項	イ	キャバレー・ナイトクラブ等
	ロ	遊技場・ダンスホール
	ハ	風俗営業等施設
	ニ	カラオケボックス等
3 項	イ	待合・料理店等
	ロ	飲食店
4 項		百貨店・物品販売店舗等
5 項	イ	旅館・ホテル・宿泊所等
6 項	イ	病院・診療所・助産所
	ロ	老人ホーム・障害者支援施設等入所施設
	ハ	デイサービス等通所施設・保育園等
	ニ	幼稚園・特別支援学校
9 項	イ	蒸気浴場（サウナ・岩盤浴）
1 6 項	イ	特定複合用途防火対象物（建物の一部に上記 1 項から 9 項に掲げる特定用途があるもの。）
1 6 の 2 項		地下街
1 6 の 3 項		準地下街

詳しくは、草加八潮消防局 予防課（☎048-996-0660 fax048-997-1300）までお問い合わせください。